

原子燃料工業株式会社
熊取事業所
平成29年度第2回保安検査報告書

平成29年11月
原子力規制委員会

目次

1. 実施概要	1
(1)保安検査実施期間(詳細は別添1参照)	1
(2)保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1)総合評価	1
(2)検査結果	3
(3)違反事項	9
4. 特記事項	9

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添1参照)

①基本検査実施期間

自 平成29年8月28日(月)

至 平成29年8月31日(木)

②追加検査実施期間

自 平成29年8月30日(水)

至 平成29年8月31日(木)

(2) 保安検査実施者

熊取原子力規制事務所

中村 博英

古井 和平

佐田 晋

原子力規制部 核燃料施設等監視部門

小澤 隆寛

河原崎 遼

2. 保安検査内容

今回の保安検査においては、下記に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、日々実施している運転管理状況の聴取、記録確認、加工施設の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目

①燃料製造管理の実施状況

②放射性固体廃棄物の廃棄及び保管管理の実施状況

③予防処置の実施状況

(2) 追加検査項目

○保安規定違反及びその他指摘事項に対する改善の実施状況

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「燃料製造管理の実施状況」、「放射性固体廃棄物の廃棄及び保管管理の実施状況」及び「予防処置の実施状況」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。また、追加検査項目として「保安規定違反及びその他指摘事項に対する改

善の実施状況」を調査した。

基本検査の結果、「燃料製造管理の実施状況」では、本年8月10日に第2加工棟第1種管理区域内第2-2混合室の粉末混合機及び粉末投入機周辺においてウラン粉末の漏えいがあったことから、その異常時の措置及び漏えい事象に係る保安規定の遵守状況について確認したところ、保安規定に従った巡視・保守点検は行われているものの、ウラン粉末が設計上滞留する可能性がある部分など設備の構造、劣化状態等の観点を踏まえた点検内容となっていなかったこと、背面カバー内に滞留していた約 109g の粉末については、臨界管理の観点から実施しているウラン質量計測においてその量を適切に考慮していなかったことを確認した。

本事案は、原子力安全に影響を及ぼすとは判断されないものの、加工施設の保守管理に係る事項(保安規定第29条(巡視・点検)、第32条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)、第33条(臨界安全管理)、第34条(漏えい管理)(1))の履行が十分でなかったとして保安規定違反(監視)とし、今後の保安検査等により、その改善状況について確認していくこととする。

「放射性固体廃棄物の廃棄及び保管管理の実施状況」では、放射性固体廃棄物ドラム缶の腐食点検を実施した結果から腐食判断基準を見直し、今後点検を行う予定であること、また保管時の耐震性を持たせる為の耐震パレットへの入替えが手順に従い適切に実施されていることを確認した。また、放射性廃棄物でない廃棄物の管理が手順に従い実施されていることを確認した。

「予防処置の実施状況」では、本年6月に発生した「日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターにおける核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故」を踏まえ、長期間貯蔵しているウラン粉末の健全性確認をしていること等予防処置を行っていること、及び核燃料物質を取り扱う場合の被ばく防止・除染等を行うための体制を整備していることを確認した。他の核燃料施設等で得られた知見による予防処置としては、東海事業所を含めた事業者の不適合が共有される仕組みであること、他のウラン加工事業者との間では「ウラン加工情報連絡会議」で情報共有すること等を確認した。取り入れた情報は、原因と対策がされた時点で、水平展開の要否について関係部門に検討依頼をし、水平展開要とされた情報は、予防処置を実施していることを確認した。なお、「日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターにおける核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故」を踏まえて、手順に従って入手した情報を基に実施する予防処置は未だ実施していないが、核燃料物質の飛散防止並びに半面マスク及び全面マスクの着用時の注意点を徹底することを電子メールで注意喚起していること等を確認した。被ばく防止対策としては、ウラン粉末を扱う定型作業について、粉末漏えい防止に対する操作と作業を安全に実施するための重要事項などが記載されていること等を確認した。また、非定型作業では、個別に作業計画を定め被ばく対策を実施していることを確認した。汚染又は被ばくした時の緊急対応のための資機材の整備状況については、除染室のそばの出

入管理室に除染に必要な資材が整備されていること等を確認した。被ばく測定処置については、作業標準に規定され、用いる被ばく測定装置は、出入管理室に設置又は保管されていること等を確認した。

「保安規定違反及びその他指摘事項に対する改善の実施状況」では、保安規定違反に対する根本原因分析実施の要否判断基準及び決定プロセスが見直され、平成28年度第3回保安検査における保安規定違反「負圧警報発報時における不適切な対応」についても根本原因分析を実施するとしたことを確認した。

なお、複数の候補があった場合に、どのような判断基準で複数又は1件を根本原因分析実施対象として選定するのか不明であることから、そのプロセスを明確にするよう改めて気づき事項として指摘した。

また、平成29年度第1回保安検査で指摘した、施設の老朽化を踏まえた点検要領等の見直しが適切に行われていないことについては、排気ダクトの点検要領は見直されていたが、錆以外の経年劣化要因に対する点検を加えていないこと、排気ダクト以外の施設について、保全要領の見直しがされていないことが確認されたことから改めてその点を指摘したところ、事業者から、漏えいによる外部への影響・作業者の被ばく、及び火災爆発の観点から点検項目を洗い出し、来年3月までに保全計画の見直しを実施する旨回答があった。

以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、「燃料製造管理の実施状況」を除き概ね良好であったと判断する。

(2) 検査結果

1) 基本検査結果

① 燃料製造管理の実施状況

本年8月10日に第2加工棟第1種管理区域内の第2-2混合室の粉末混合機及び粉末投入機周辺においてウラン粉末の漏えいがあったことから、その異常時の措置及び漏えい事象に係る保安規定の遵守状況について確認した。

異常事象発生時の通報については、粉末漏えいを11時50分に発見し、担当部長へ通報していること、関係機関への通報を12時4分に行っていることを「熊取事業所 緊急本部 時系列情報」により確認し、保安規定に従い速やかな通報がされていることを確認した。

粉末漏えいが発生した場合の異常時の措置方法については、作業標準「第2加工棟の第一種管理区域内のウラン飛散・漏えい量の評価方法」の規定に基づき、現場保存の為の立入り制限、飛散拡大防止措置、防護具・保護具の着用、粉末手作業回収及び除染作業を実施していることを、「原子力施設故障等報告書」及び作業環境測定記録「第2加工棟第2ウラン混合機からの漏えい」により確認した。飛散拡大防止としてはカーテン養生により拡大防止を行い、カーテンより外部はスミヤ測定の結果、検出限界未満であり、拡大防止がされていること、及び回収作業においては全面マスク、綿手袋、ゴム手袋などの防

保護具を着用するとされていることを上記記録及び事象発生時の現場確認により確認した。

ウラン粉末の漏えいは粉末投入機の囲い式フード背面カバーの損傷部から発生していること、フードの健全性確認などの保安規定に定める巡視点検等が、有効に実施されているかを確認した。この囲い式フードは、混合機と構造的に分離する必要があり、その為に設けた隙間からウラン粉末が背面カバーに混入する可能性のある構造となっていることを構造図から確認した。

加工施設の日常の巡視・点検は、「毎日の巡視・点検記録(チェックシート)」により事象発生時も点検されていることを確認した。保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保及び、ウラン粉末の漏えいがないことの確認のため、操作前、操作中及び操作後の点検を各段階で実施していることを、『加工施設の操作に係わる記録「確認及び監視」、「機能の確認」』により確認した。上記巡視・点検におけるウラン粉末の漏えいの点検方法は、巡視ルートから見える範囲の外観を確認するのみであり、ウラン粉末が設計上滞留する可能性があることとされる囲い式フード背面カバー部分などについて、設備の構造、劣化状態等の観点を踏まえた点検を行っていなかったこと、滞留ウランの点検・回収等を行っていなかったことを口頭で確認した。なお、施設定期自主検査においても、フードの負圧維持に関する検査において、目視可能な範囲の核燃料物質が除去されていることを確認するのみで、設備の外観、損傷の有無を確認していないことを「施設定期検査 設備内風速・負圧測定 作業手順チェックシート」で確認した。また、長期保全計画に基づく点検でも、当該設備の構造、劣化状態等の観点を踏まえた点検・評価を行っていなかったことを確認した。

また、背面カバー内に滞留していた約109gの粉末については、臨界管理の観点から実施しているウラン質量計測においてその量を適切に考慮していないことを口頭で確認した。なお、核的制限値は十分裕度をもって管理され、漏えいした粉末の全量がウラン粉末であることを仮定したとしても、本事象は保安規定で定められた核的制限値の逸脱に該当しないことを確認した。

本事案の原子力安全への影響については、管理区域内へのウラン粉末漏えい事象が、環境への核燃料物質の放出等により公衆への影響を与えるものではないこと、また、内部被ばく等による放射性業務従事者への影響がないことから、直接原子力安全に影響を及ぼしたものではないが、加工施設の保守管理等に係る事項である、保安規定第29条(巡視・点検)、第32条(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)、第33条(臨界安全管理)、第34条(漏えい管理)(1)の履行が十分でないと判断し、違反(監視)と判定した上で、今後事業者が実施する是正処置の実施状況を確認していくこととする。

②放射性固体廃棄物の廃棄及び保管管理の実施状況

放射性固体廃棄物については、ドラム缶の腐食の点検を実施していること、また、保管時に耐震性を持たせる為、耐震パレットへの入替えを行っていることから、保管が適切に実施されているかについて確認した。また、放射性廃棄物でない廃棄物の管理が適切にされていることを確認した。

他の事業者において、固体廃棄物ドラム缶の腐食があったことから、その予防処置としてドラム缶の詳細点検を2016年2月より2017年9月まで実施することを作業計画「ドラム缶詳細点検」で確認した。本点検では、腐食がみられたドラム缶については、開缶してドラム缶内部の状況を確認し、内部で錆が発生しているものについては発生原因について調査・検討を行うとしている。その詳細点検では、天板、底面及び側面での錆の有無、変形の有無及び開梱調査の要否が調査されていることを「ドラム缶詳細点検記録」により確認した。この調査結果を踏まえ、今まで明確でなかった、詰め替え、経過観察の判断基準を明確にし、今後も詳細点検を継続していく計画であることを技術連絡票「放射性廃棄物ドラム缶の詰め替え等の判断基準について」により確認した。なお、今回の調査で確認されたドラム缶の腐食原因について、鉄などの突起物による内面塗装の剥がれによる腐食に対しては、ドラム缶の内部に樹脂ライニングを施した「ケミカルドラム缶」を使用すること、ウエス等から発生する腐食性液体の接触による腐食に対しては、なるべく乾燥した上でドラム缶に封入するなどの対策がされていることを「放射性保管廃棄物搬出要領」で確認した。

中越沖地震により、東京電力株式会社柏崎・刈羽原子力発電所においてドラム缶が転倒し、放射性廃棄物が漏えいした事象を受け、放射性固体廃棄物ドラム缶の耐震固定に用いるパレット及びスキッドを設計し、兵庫県南部地震動を模擬した耐震試験により実証性を確認していることを技術連絡票「廃棄物ドラム缶 3段用固定金物の耐震試験結果についての考察」で確認した。このパレット及びスキッドを用いたドラム缶の固定方法は、作業標準「廃棄物缶の山積み及び山崩し作業」に規定され、その作業に伴いドラム缶を移動した結果は「廃棄物保管場所記録」に記録されていることを確認した。また、現場にてその状況を確認した。

放射性廃棄物でない廃棄物の処理にあたっては、「放射性廃棄物でない廃棄物の取扱い実施要領」に従い、下記の手順で適切に処理されていることを、物品については無停電電源装置用バッテリー、資材についてはオイルの処理記録により確認した。

手順1：汚染防止対策が行われた第2種管理区域内で設置または使用された資材、物品について、適切に管理され、使用履歴及び設置状況の記録により汚染されていないことが確認出来る事を、担当部長より申告の上、環境安全部長の承認を得る。

手順2：放射性廃棄物でないことを判断する記録類の収集を行い、記録により汚染がないことを確認し、環境安全部長の承認を得る。

手順3：放射性廃棄物でないと判断された資材・物品について、区画・標識により混在防止措置がされていることを確認する。

手順4：放射性廃棄物でないと判断され、環境安全部長の承認を得た廃棄物は、管理番号を付与し、搬出処理を行う。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

③ 予防処置の実施状況

本年6月に発生した「日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターにおける核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故」を踏まえ、他の核燃料施設等で得られた知見について、自らの施設に対し不適合の発生を予防するための保安活動がされているか、及び核燃料物質を取り扱う場合の被ばく防止が上記事故を踏まえて適切に行われているか確認することとし、検査を実施した。

他の核燃料施設等で得られた知見による予防処置としては、東海事業所を含めた事業者の不適合が共有される仕組みであること、他のウラン加工事業者との間では「ウラン加工情報連絡会議」で情報共有すること、またウラン加工事業者以外の施設における情報については、原子力規制庁公開資料の他、原子力施設情報公開ライブラリーや電力会社ホームページなどからトラブル発生時点から定期的に情報を取り入れ、核燃料安全委員会にトラブル情報として報告していることを、「評価・改善基準」及び核燃料安全委員会議事録等により確認した。取り入れた情報は、原因と対策がされた時点で、水平展開の要否について関係部門に検討依頼をし、水平展開要とされた情報は、予防処置を実施していることを「核燃料安全委員会資料 2017年7月度トラブル情報報告」で確認した。

なお、「日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターにおける核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故」を踏まえて、手順に従って入手した情報を基に実施する予防処置は未だ実施していないが、下記の対応を既に実施していることを確認した。

- ・事故が発生した翌日に、核燃料物質の飛散防止並びに半面マスク及び全面マスクの着用時の注意点を徹底することを電子メールで注意喚起していることを確認した。
- ・長期保管粉末袋の破裂による汚染があったことから、長期保存されたウラン粉末の袋に対して健全性を確認し、その結果問題がなかったことを、技術連絡票「スクラップ粉末袋の確認結果」にて確認した。なお、確認作業に当たっては袋の破裂するリスクを考慮し、フード内に粉末缶を挿入した上で、半面マスク、ゴム手袋を着用していることを作業計画書「スクラップウラン袋の確認」で確認した。

次に、核燃料物質等(廃棄物を含む)を取り扱う際の「日本原子力研究開発機構大洗研究開発センターにおける核燃料物質の飛散に伴う作業員の汚染事故」を踏まえた問題点への対応状況を確認した。

被ばく防止対策として、ウラン粉末を扱う定型作業については、粉末漏えい防止に対する操作と作業を安全に実施するための重要事項などが記載され、被ばく防止の為の立入り制限区画の設定や半面マスクの着用の期間などを定めており、作業標準「第一ライン投入・混合工程(第2-1混合室)」においては、過去のトラブルの要領書への反映として、保安に係わるトラブル改善報告「通常と違う粉末袋の部位に粉末の付着を確認」の是正処置を反映し改訂している等、過去の作業経験を反映していることを確認した。また、非定型作業では、個別に作業計画を定め被ばく対策を実施していることを「スクラップウラン粉末搬出準備作業(粉末袋分割 粉末缶入替)」で確認した。

放射性物質の皮膚、爪、毛髪、身体への汚染(傷、粘膜)、放射性物質の飲み込み・吸入があった場合の措置については、保安教育テキスト「核燃料物質等の取り扱いに関する

る事」により、保安教育を実施していることを、「教育訓練実施記録」にて確認した。

汚染又は被ばくした時の緊急対応のための資機材の整備状況については、作業標準「原子力防災資機材等の点検」にて必要な除染用洗剤、除染着替えなどを点検することとし、除染室のそばの出入管理室に除染に必要な資材が整備されていることを現場で確認した。除染時に使用するシャワーについて、3ヶ月に一回除染用シャワー室を点検し、水漏れがないか、水が出るか等を確認していることを、「シャワー室点検表」で確認した。また、現場巡視でも、その整備状況を確認した。

被ばく測定処置については、作業標準「身体汚染及び内部被ばく線量の測定・評価方法」に規定され、用いる被ばく測定装置は、出入管理室に設置又は保管されていることを現場で確認した。また、汚染に伴う傷病者が発生し救急車の出動要請を行った場合に、緊急被ばく医療活動を迅速かつ適切に行うために「緊急被ばく医療活動要領」が定められ、消防車で搬送する場合の汚染防止措置は、事業者防災訓練にて訓練していることを「訓練結果報告書」にて確認した。

以上のことから、当該検査項目に係る保安規定の遵守状況は良好であると判断する。

④その他

なし

2) 追加検査結果

○保安規定違反及びその他指摘事項に対する改善の実施状況

A) 負圧警報発報時における不適切な対応について

平成28年度第3回保安検査における保安規定違反事項「負圧警報発報時における不適切な対応」について、前回検査において必要な改善を図るよう求めた以下の事項への対応状況を確認した。

ア. 根本原因分析の要否について、その判断基準及び根拠を明確にした上で、改めて検討すること。

イ. 保安規定違反事項等に係る根本原因分析の要否の決定方法について、適切な検討がなされる仕組みとなるよう、判断プロセスの見直しの必要性を含め検討すること。

上記の指摘について確認したところ、従来所長が根本原因実施の判断をすることであった保安規定違反事項についても、違反が発生した段階で他の事象と同様にスクリーニング委員会に諮り評価点数により事象を選定した上で、核燃料安全委員会に答申され、決定するプロセスに「評価・改善基準」が改訂されていることを確認した。この見直しにより、「負圧警報発報時における不適切な対応」を根本原因分析の実施対象に選定し、所長に報告していることを「スクリーニング委員会の提案書の所長への報告」で確認した。その結果を核燃料安全委員会に諮り根本原因分析を実施することが承認されていることを確認した。なお、同時に発生したもう一件の保安規定違反「工事計画の不適切な対応」については、既に根本

原因を実施することが決定され実施中である。

ただし、複数の候補があった場合に、どのような判断基準で、複数又は1件を根本原因分析実施対象として選定するのか不明であるので、そのプロセスを明確にする様改めて指摘した。

B) 工事計画の策定に係る不適切な審査

平成28年度第3回保安検査における保安規定違反事項「負圧警報発報時における不適切な対応」に関して、前回検査において事業者にて更に改善を行うとしていた以下の事項について確認した。

ア. 保安上重要として「核燃料安全委員会基準」で定めた観点(閉じ込め機能の維持)が設計に関する基準における核燃料安全委員会での審議要否の判断基準として明確化されていないこと、保安規定の下位規程において保安上重要として定めた観点到一貫性がないことについて、事業者において更に改善を行う。

上記の点について口頭にて確認したところ、未だ規程の見直し等の改善がされていなかったことが確認され、事業者から今後見直しする旨報告があった。

イ. 工事計画の審査プロセスに係る更なる改善として、所長承認が必要な文書における代行者の選定について、所長代理の承認者が工事計画の担当部長と同一者とならないよう、関連する規程を見直す。

上記の指摘について確認したところ、「保安管理文書基準」を見直し、所長承認文書について、承認の代行は当該文書の作成担当部署所属の者を除いて行うものと定め、核燃料安全委員会承認されていることを同議事録で確認した。

C) その他(加工施設の保守管理について)

前回検査において指摘した以下の事項への対応状況を確認した。

ア. 施設の老朽化が進む中、点検要領等の見直しが適切に行われていないこと、ダクトの腐食等を異常状態として捉えられていなかったこと及び担当部によって点検内容等が異なっていることが確認されたことから、加工施設の点検方法等の保守管理の見直しについて必要な検討をすること。

上記の指摘について確認したところ、施設の老朽化対策として、「ダクトの点検要領」を新規に作成し錆に対する点検を実施するとしていることを確認した。なお、腐食が内面から外面に浸食している場合には、スモークテストで貫通がないことを確認するとしているが、今後の改修に備え監視強化を図ること、ボルトなど他の劣化要因を抽出し、錆以外の経年劣化要因に対する点検を点検項目に反映することを含め検討すること、ダクト以外の施設について、保全要領の見直しがされていないことから、期限を定めて見直しを実施することと指摘し、事業者から、漏えいによる外部への影響・作業員の被ばく及び火災爆発の観点から点検項目を洗い出し、保全計画の見直しを来年3月までに実施する旨回答があった。

(3) 違反事項

なし。

4. 特記事項

基本検査項目「燃料製造管理の実施状況」において、本年8月10日に第2加工棟第1種管理区域内第2-2混合室の粉末混合機及び粉末投入機周辺においてウラン粉末の漏えいがあったことから、異常時の措置及び漏えい事象に係る保安規定の遵守状況について確認した。その結果、保安規定に従った巡視・保守点検は行われているものの、ウラン粉末が設計上滞留する可能性がある部分など設備の構造、劣化状態等の観点を踏まえた内容となっていなかったこと、背面カバー内に滞留していた約109gの粉末については、臨界管理の観点から実施しているウラン質量計測においてその量を適切に考慮していなかったことが確認された。

なお、本事案については、事業者における原因究明及び是正処置等の実施状況に関して、今後の保安検査等の中で確認していく。

保安検査日程(1/1)

月 日	8月28日(月)	8月29日(火)	8月30日(水)	8月31日(木)
午 前	●初回会議	●検査前会議	●検査前会議	●検査前会議
	●保安活動状況の報告 ○放射性固体廃棄物の廃棄及び保管管理の実施状況	○燃料製造管理の実施状況	○予防処置の実施状況	●運転管理状況の聴取及び記録確認 ●加工施設の巡視
午 後	○放射性固体廃棄物の廃棄及び保管管理の実施状況	○燃料製造管理の実施状況	○保安規定違反及びその他指摘事項に対する改善の実施状況 ●現場確認	
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
勤務 時間外				

○:基本検査項目 ◎:保安検査実施方針に基づく検査項目 ◇:抜き打ち検査項目 ☆:追加検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等

保安規定違反（違反）に対する事業者の改善措置状況

件名	違反概要・違反条項	再発防止策	改善措置状況	ステータス
負圧警報発報時における不適切な対応	<p>第1種管理区域内における負圧警報発報時の対応について、異常時の措置及び社外関係機関への報告を直ちに実施すべきところが実施されていなかった。</p> <p>（保安規定の条項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4章第5節（異常時の措置） <p>第36条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12章（記録及び報告） 第98条第3項 	<ul style="list-style-type: none"> ・社外関係機関への報告に係る対応手順及び通報・連絡体制について事業所内に周知し、必要な教育・訓練を行うこと。 ・保安規定に基づいた異常時の措置及び通報・連絡に係る措置を確実に実施できる仕組みを構築し、必要な教育・訓練を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通報・連絡体制等について事業所内に周知していること、保安教育資料を改訂するとともに必要な教育・訓練を行っていることを確認した。 ・通報・連絡に係る措置を確実に実施するため、必要な改善について検討し、異常時の措置基準等を改訂するとともに教育訓練を実施していることを確認した。 	<p>済</p> <p>済</p>
工事計画の策定に係る不適切な審査	<p>監視用負圧計配管口出しに係る工事計画等について、核燃料安全委員会で審議すべきところが実施されていなかった。</p> <p>（保安規定の条項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2章第4節（核燃料取扱主任者 	<ul style="list-style-type: none"> ・所長は、核燃料安全委員会に諮問する必要があった7事象について、適切に補修、点検等が実施されたかを確認し、必要な改善を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所長は、左記7事象について確認し、違反事項に係る工事計画以外の6事象について、適切に補修、点検等が実施されていることを確認していること、核燃料安全委員会への審議プロ 	<p>済</p>

	<p>の職務) 第19条第1項第9号 ・第6章第3節(補修) 第63条 第2項</p>	<p>・核燃料取扱主任者は、保安規定に定められた核燃料取扱主任者が実施すべき職務を再認識するとともに、職務を誠実にを行うこと。</p> <p>・加工施設の工事の計画に係る審査において、核燃料取扱主任者の誤った判断により核燃料安全委員会による審議が行われなかったこと、所長及び担当部長等がその判断を是認していたことから、審査の仕組みを再構築し、必要な改善を図ること。</p> <p>・社長は、所長、核燃料取扱主任者、担当部長等が保安規定の認識不足により当該規定を遵守できなかったことに対し、原因を究明し、改善が必要な事項</p>	<p>セスに係る必要な改善を実施していることを確認した。</p> <p>・核燃料取扱主任者は、自らの職務全般についての整理を行うための資料を作成し、職務を再認識していることを確認した。</p> <p>・保安上重要であり、核燃料安全委員会において審議を必要とする案件について、「核燃料安全委員会基準」において判断基準を明確化するなど、審査に係るプロセスに関する必要な改善を行っていることを確認した。</p> <p>・社長の確認の下、所長、核燃料取扱主任者、担当部長等が保安規定の認識不足により当該規定を遵守できなかったことについて、根本原因分析等を行</p>	<p>済</p> <p>済</p> <p>確認中</p>
--	---	---	--	------------------------------

		を明らかにするとともに、再発防止を図ること。	い、改善が必要な事項を明らかにするとともに、再発防止を図る方針であることを確認した。	
--	--	------------------------	--	--